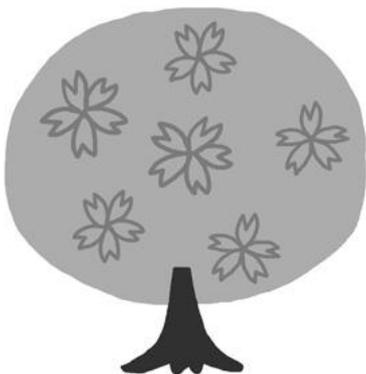


第3次 南部町男女共同参画プラン



令和2年3月

はじめに

南部町では、男女平等を基本とした男女共同参画社会の実現を図り、男女が協働して心豊かな地域社会を創造していくことを決意し、平成18年12月に「南部町男女共同参画推進条例」を制定しました。平成20年7月には、「南部町男女共同参画プラン」を策定、平成25年度には第2次南部町男女共同参画プランとして改定を行い、家庭や地域、学校や職場でのあらゆる場面において様々な施策を進めてきました。しかし、性別による固定的な役割分担意識が根強く残る現状など課題は多く、男女共同参画社会の実現に向けてさらに取り組みを推進していく必要があります。

平成30年度で第2次プランの期間が満了したことから、男女共同参画審議会委員をはじめ皆様からのご意見を募り見直しを行い、第3次南部町男女共同参画プランを策定しました。

この第3次プランでは、これまでの成果と課題を踏まえ、「あらゆるハラスメントの防止対策の充実」、「家庭生活と他の活動との両立推進」、「仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の実現に向けた職場環境づくりの推進」などの実現に向けて施策に取り組んでまいります。

少子高齢化、家族のあり方の多様化といったライフスタイルの変化や、高度情報化、就業形態の変化など社会情勢が大きく変化している中で、すべての人の人権を尊重し、すべての人があらゆる場面で参画できる地域の中で、自分らしく多様な生き方を選べる社会をつくることをめざしていく必要があります。

今後、プランを推進していくためには、県や他の市町村との連携はもとより、町と町民、事業者や各団体との協働による取り組みが重要です。引き続きご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

最後に、このプランの策定にあたり、ご尽力いただきました南部町男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見ご提言いただきました町民の皆様に心からお礼申し上げます。

令和2年（2020年）3月

南部町長 陶山清孝

基本目標	重点目標	具体的施策	取組内容	対象	主管課		
【南部町がめざす姿】 男女が協働して心豊かな地域社会を創造する	1 すべての人の人権を尊重しよう	A 男女共同参画社会の実現のための意識改革・理解促進	1 男女共同参画の意識啓発(広報・学習会等)	男女共同参画の理解を広げる普及啓発 子どもの発達段階に応じた男女共同参画教育の推進 生涯を通じた男女共同参画の学習機会の提供 地域、家庭、職場における固定的役割分担意識や慣習の見直しのための意識啓発 多様な性の在り方に対する理解促進を図るための広報啓発	家庭・地域・保育園・学校・職場・町民	総務課 人権・社会教育課 子育て支援課 総務・学校教育課 総務課 人権・社会教育課 総務課 総務課	
			B 男女共同参画の視点を活かした、安全で安心して暮らせるまちづくりの推進	2 高齢者、障がい者、子ども、外国人等が安心して暮らせる環境整備	各施設や交通手段の整備・相談事業の通訳等の整備 高齢者の地域活動の支援等、地域での支え合いの取組を充実 障がい福祉サービスの充実	家庭・学校・地域・職場	企画政策課 総務課 健康福祉課 福祉事務所
				3 生活困窮世帯、ひとり親家庭に対する支援	就学支援・就業支援・生活支援・相談事業など、就業や生活の安定に向けた支援の実施	家庭・学校・職場	福祉事務所
			C あらゆる暴力の根絶	4 あらゆるハラスメントの防止対策の推進	啓発資料の作成と活用・図書館と連携して広報を推進	学校・保育園・地域・職場	総務課
	5 DV防止と根絶に向けた啓発及び被害者への支援	男女間の暴力、児童虐待に関する相談窓口の周知啓発 若年層を対象とする予防啓発の拡充 当事者および保護者への啓発の実施			行政職員・学校・保育園・地域・職場・町民	健康福祉課 子育て支援課 総務・学校教育課 人権・社会教育課 健康福祉課 子育て支援課	
		2 すべての人あらゆる場面で参画できる地域にしよう		A 政策・方針決定の場への女性の参画拡大	6 各種委員会・審議会等の政策・方針決定の場への女性参画の拡大	地方公共団体の審議会等役員に占める女性の割合(目標数40%)	地域・職場
	7 団体役員や管理職への女性参画の拡大				性別を問わない、能力、実力主義による女性管理職の登用の促進	職場	総務課
	8 女性リーダーの育成		自治会、各種団体の役員等への女性の積極的な参画の推進 県や関係機関の主催する女性大会やリーダー研修会等の参加や情報提供及び派遣 女性リーダーになる人材の育成に対する男性の理解を広げる啓発		保育園・学校・地域・職場	総務課 総務課	
			B 地域における男女共同参画の推進	9 地域活動等における男女共同参画の促進	PTA活動・地域活動・社会活動への男女共同参画の推進 女性が地域活動に参加しやすい支援体制の整備	保育園・学校・家庭・地域	総務課 総務課
	10 防災・復興分野における男女共同参画の推進			自衛消防・防災計画等への女性の参画 男女ともに防災対応を的確に行うための、各集落での説明会等の実施	地域・職場	総務課 総務課	
				A 多様なライフスタイルに対応した、男女の家事参画と他の活動との両立	11 家事育児介護等における男女共同参画の推進(家庭生活への男女共同参画)	子育てや介護で活躍する男性の活躍事例の情報収集、広報で事例紹介 男性を対象とした、子育てや介護に関する実践的なセミナーの開催	家庭・地域・職場
	12 家庭生活と他の活動との両立推進(子育て支援事業、保育ニーズ、介護支援サービス)	家庭生活支援・ファミリーサポートセンター等の充実・保育サービスの充実 結婚支援の充実をめざし、男女の出会いの場を創出する 在宅福祉サービスの充実	家庭・地域・職場		子育て支援課 企画政策課 健康福祉課		
13 生涯を通じた男女の健康増進	がん検診・健康診断の受診率の向上・男性の日常生活面での自立支援 妊娠や出産に関する支援の充実	家庭・地域・個人事業者等	健康福祉課 子育て支援課 健康福祉課				
3 すべての人各自が自分らしく多様な生き方を選べる社会をつくろう	B 働く場における男女共同参画の推進	14 仕事と生活の調和(ワークライフバランス)の実現に向けた職場環境づくりの推進	育児休暇・介護休暇の取得の促進・理解に対する広報と啓発 対象者が必要な情報を得やすい環境の整備 イクボス・ファミボスの普及拡大のための広報と啓発 鳥取県男女共同参画推進企業、南部町子育て応援企業を推進する	家庭・地域・職場	総務課 総務課 子育て支援課 企画政策課 子育て支援課 企画政策課		
			15 男女が共に能力を発揮できる能力開発の支援	関係機関と連携し、就業支援に関する情報提供 男女共同参画推進企業認定制度の広報と啓発 ハローワーク・職業訓練校等の関係機関と連携し、資格修得等の支援・相談事業と意識啓発を充実する	家庭・地域・職場	企画政策課 企画政策課 企画政策課	
		16 女性の起業・経営参画・再就職における支援	農業委員会、生産組織の組合等の物事を決める場面への女性の参画の推進 女性の起業に関する情報の収集、提供及び支援 農林業・商工業等の自営業における男女共同参画の推進	家庭・地域・個人事業者等	産業課 企画政策課 産業課 企画政策課		
			17 子どもたちや若者に対するキャリア教育の充実	ハローワーク・職業訓練校等の関係機関と連携し、資格修得等の支援・相談事業を充実する 青年団や高校生サークル等の若者に対して、ライフデザインセミナーを実施する ひきこもり支援の実施	家庭・地域・学校・職場	企画政策課 人権・社会教育課 健康福祉課	

第 3 次 南 部 町 男 女 共 同 参 画 プ ラ ン （ 推 進 計 画 ）

【 南 部 町 が め ざ し て い る 「 男 女 共 同 参 画 」 社 会 の 姿 】

すべての「人」が個人として尊重され、性別にかかわらず、家庭・地域・社会のあらゆる場面で個性と能力を十分に発揮し、「協働」して、心豊かな活力のある充実した生活を送れる社会

【 プ ラ ン 改 定 の 趣 旨 】

- 1 平成 18 年度に南部町男女共同参画推進条例制定、平成 20 年度に第 1 次南部町男女共同参画プランを策定した。平成 25 年度には第 2 次南部町男女共同参画プランとして改定を行い、男女共同参画社会をめざし様々な取り組みを進めてきた。
しかしながら、平成 30 年度に実施した南部町男女共同参画町民意識調査の結果によると、固定的性別役割分担意識が根強く残る状況や、家庭生活・職場・地域活動等において男女共同参画が進まない現状など課題が見られ、引き続き男女共同参画の取り組みを強力に推進する必要がある。
このような状況のもと、第 2 次南部町男女共同参画プラン計画期間の終了を受け、男女共同参画を取り巻く社会情勢の変化等に対応しながら、本町における男女共同参画社会の実現を図るため、今後の取り組みを示した第 3 次南部町男女共同参画プランを策定する。
- 2 男女共同参画が一部の者の問題ととらえられる傾向が未だにあり、行政、地域のあらゆる人の課題となっていない。
- 3 平成 25 年度に第 2 次南部町男女共同参画プランとして改定を行い、主管課の決定や進捗状況の把握を行うこととしたが、進捗状況の把握が適切に行われていなかった。第 3 次プランの改定にあたっては、男女共同参画に向けた施策が効果的に実施されるよう、実施状況の点検・評価を行い、住民意識の変化や社会的な動向に応じて弾力的かつ柔軟な運用を図るよう改善措置を講じていく。
- 4 平成 30 年度の南部町の男女共同参画状況をみると、審議会等での女性の参画目

標 40%に対して、32.8%であり、5 年前の 21%と比べて 11.8 ポイント向上した。一方で委員会等においては 12.5%と依然として低い状況であり、市町村の防災会議にも女性の参画が無い。

地域においては、小中学校 PTA における女性役員の割合が 57.1%で県内では最も高くなっている一方、女性の自治会役員は 5.4%で 5 年前の 2.2%と比べると少しずつ向上しているものの、依然として低い状況となっている。

- 5 多様な生き方を主体的に選択し、かつその生き方が尊重され、自立した個人として能力を発揮する機会が確保され、生きる喜びを享受することができる社会の実現には、いまだに多くの問題が存在している。

少子高齢化、家族のあり方の多様化といったライフスタイルの変化や、高度情報化、就業構造および就業形態の変化など、社会情勢が著しく変化している。町が目指す男女共同参画社会の姿の実現に向けて、新たに取り組むべき課題がある。

- 6 平成 27 年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、「女性活躍推進法」という。）が制定された。女性活躍推進法では、自らの意志によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要であるとし、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることとされた。男女共同参画社会の実現に向けた取組と一体的に推進し、女性の職業生活における活躍に向けた取組も実施していく。

【 I 】 基本理念

本計画の基本理念は「南部町男女共同参画推進条例」の基本理念に基づく 7 項目とする。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられ、男女が性別による差別的取り扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会における制度や慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮されること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における意思の形成及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会支援の下、家事、育児、家族の介護その他の家庭生活における活動と職場、地域活動等社会生活とを両立できるようにすること。
- (5) 男女がそれぞれの身体的特徴についての理解を深め、妊娠、出産その他の性と生殖に関して互いの意思を尊重し、共に生涯を通じた健康な生活を営むことについて配慮されること。
- (6) 女性に対する身体的、心理的、経済的又は性的な暴力は、女性の人権に対する重大な侵害であり、根絶されること。
- (7) 国際社会における取り組みと協調のもとに行うこと。

【 II 】 基本目標

- 1 すべての人の人権を尊重しよう。
- 2 すべての人があらゆる場面で参画できる地域にしよう。
- 3 すべての人が自分らしく多様な生き方を選べる社会をつくろう。

【Ⅲ】 計画の概要

1 計画の性格

「南部町における部落差別をはじめあらゆる差別をなくす総合計画」（平成18年から平成32年までの計画期間）の「第3章 男女共同参画社会の実現」をもとに、行政の役割を定め、町民が、家庭・地域・学校・職場・施設などと協働して施策を推進するための指針となるものです。

- (1) この計画は「男女共同参画社会基本法」、「女性活躍推進法」及び「南部町男女共同参画推進条例」に基づいて策定するものです。
- (2) 少子・高齢化、就業構造及び就業形態の変化、ライフサイクルの変化等社会経済環境の変化に対応し、南部町の男女共同参画社会計画に関する施策を総合的・体系的に推進するための計画とします。
- (3) 「南部町総合計画」及び「南部町部落差別をはじめあらゆる差別をなくす総合計画」との整合性を図った計画とします。

2 計画の期間

令和元年度から令和5年度の5年間とします。ただし社会情勢の変化などに応じて、必要な見直しを行っていきます。

3 計画の進行

- (1) 南部町男女共同参画条例のもと、町民と学識経験を有する者で構成する「南部町男女共同参画審議会」において男女共同参画プランの進捗状況を把握し、改定内容、重要事項について審議する。
- (2) 南部町男女共同参画プランの取り組みを総合的に推進するため、副町長を会長とし、教育長、教育次長及び各課の課長等で構成する「南部町男女共同参画行政連絡会議」を設置し、各課でプランの実行に努める。

基本計画

基本目標 1 すべての人の人権を尊重しよう

重点目標 A 男女共同参画社会の実現のための意識改革・理解促進

○男女の人権が尊重され、男女平等を実現するためには、家庭・地域・学校・職場・施設などにおいて、人権尊重や男女平等に関する学習・教育が不可欠であり、特に、家庭・保育園・学校が果たす役割は大きなものがあります。

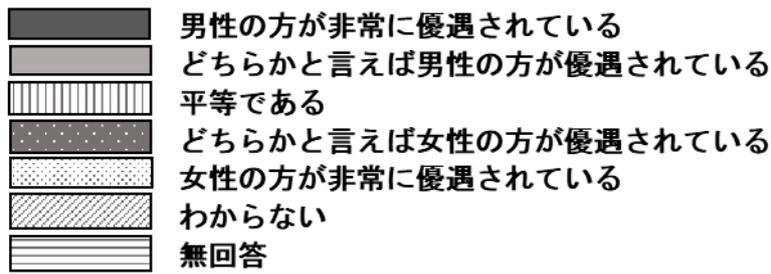
○「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的役割分担意識もまだまだ根強く残っています。意識改革の学習機会の充実は、男女共同参画社会を築くために重要なものとなります。また、性差別のない、個人が尊重される社会を築くためには、子どもの頃からの社会的・文化的な性差にとらわれない教育が必要です。

《1-A-1》

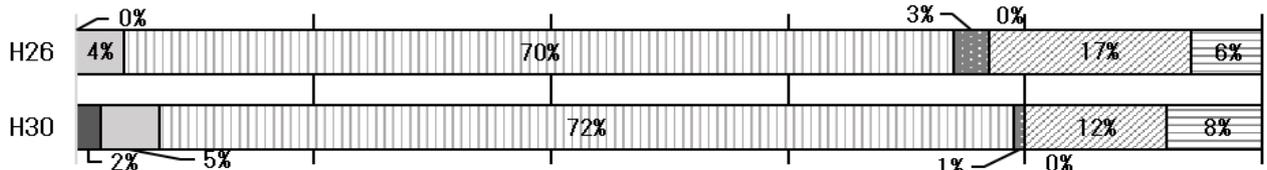
基本的施策 1	男女共同参画の意識啓発（広報・学習会等）	主管課
取り組み内容	○男女共同参画の理解を広げる普及啓発	総務課 人権・社会教育課
	○子どもの発達段階に応じた男女共同参画教育の推進	子育て支援課 総務・学校教育課
	○生涯を通じた男女共同参画の学習機会の提供	総務課 人権・社会教育課
	○地域、家庭、職場における固定的役割分担意識や慣習の見直しのための意識啓発	総務課
	○多様な性の在り方に対する理解促進を図るための広報啓発	総務課
対 象	家庭・地域・保育園・学校・職場・町民	

■男女の地位の平等感について

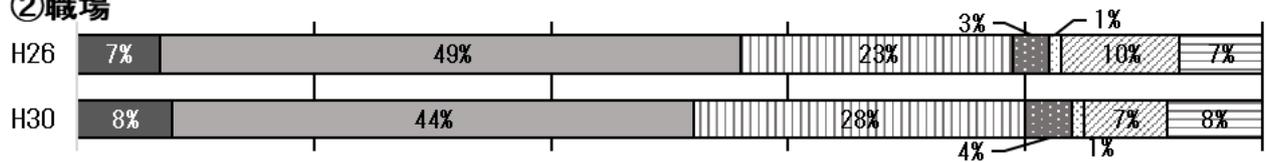
平成 26 年度及び 30 年度南部町男女共同参画意識調査の比較



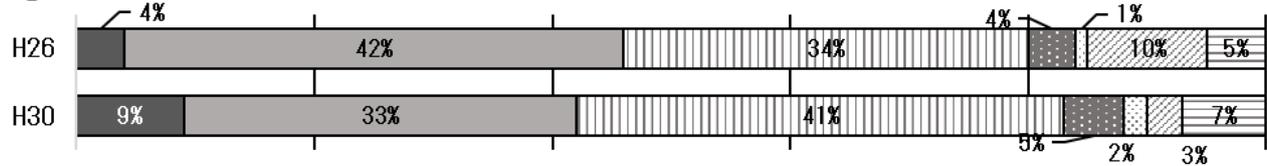
①学校教育



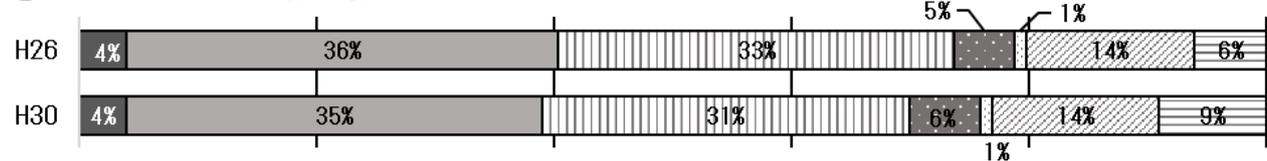
②職場



③家庭生活



④町内会や地域活動の場



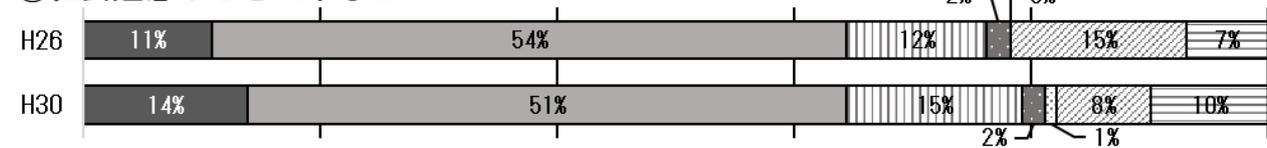
⑤政治等や行政の施策・方針決定の場



⑥法律や制度の上



⑦社会通念やしきたりなど



重点目標 B 男女共同参画の視点を活かした、安全で安心して暮らせる

まちづくりの推進

○現在、高齢化が急速に進んでおり、高齢者の単身世帯、高齢者のみの世帯が年々増えてきています。高齢者の介護者も高齢化しており、介護者の負担も大きく、家庭内でも大きな影響を及ぼすと考えられます。また、外国にルーツのある人や障がいによって「言葉の壁」等で、地域の活動や就労に支障がないよう、障がいへの理解を深め、あらゆる人が暮らしやすい環境を作ります。

《 1 - B - 2 》

基本的施策 2	高齢者、障がい者、子ども、外国人等が安心して暮らせる環境整備	主管課
取り組み内容	○各施設や交通手段の整備・相談事業の通訳等の整備	企画政策課 総務課
	○高齢者の地域活動の支援等、地域での支え合いの取組を充実	健康福祉課
	○障がい福祉サービスの充実	福祉事務所
対象	家庭・学校・地域・職場	

○生活困窮世帯、ひとり親家庭については、子どもの教育のことや、経済面で不安を抱えています。これらの家庭の経済的・社会的自立を促進するための施策の充実が必要です。

《 1 - B - 3 》

基本的施策 3	生活困窮世帯、ひとり親家庭に対する支援	主管課
取り組み内容	○就学支援・就業支援・生活支援・相談事業など、就業や生活の安定に向けた支援の実施	福祉事務所
対象	家庭・学校・職場	

重点目標 C あらゆる暴力の根絶

○セクシャル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなどに代表されるハラスメントは、個人の尊厳を傷つけ、能力の発揮を妨げる社会的に許されない行為です。防止のための広報・啓発をしていくことが重要です。

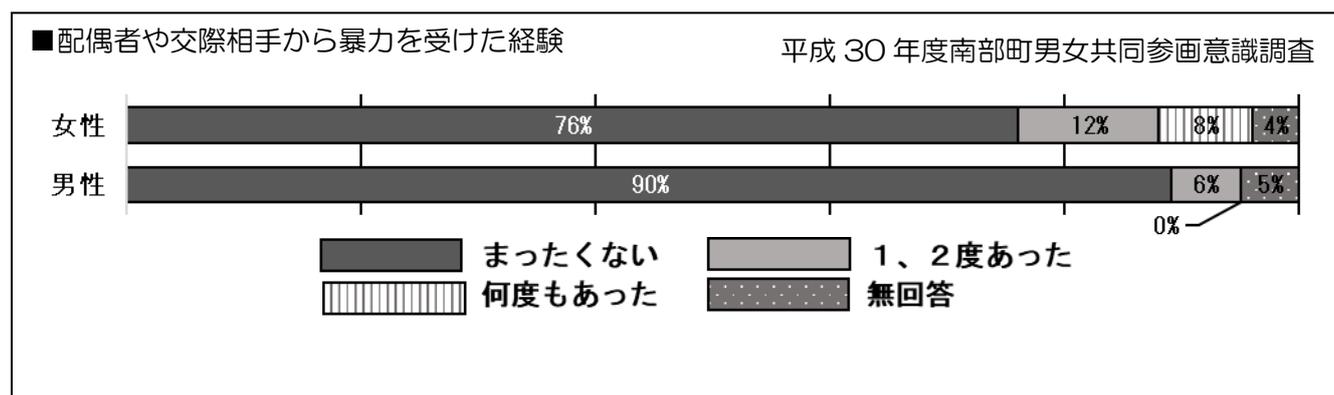
《 1-C-4 》

基本的施策 4	あらゆるハラスメントの防止対策の推進	主管課
取り組み内容	○啓発資料の作成と活用・図書館と連携して広報を推進	総務課
対象	学校・保育園・地域・職場	

○夫婦間や交際相手からの暴力DV（ドメスティック・バイオレンス）は、人権を侵害する重要な問題であり、児童虐待も含め現在深刻な社会問題になっています。保育園や学校、地域、職場等でも児童虐待は住民の通報の義務があることを周知し、人としての尊厳を守り、命を守る行動が必要です。また、暴力の防止のためには、被害者が我慢しないで相談しやすいシステムの整備と、加害者の問題の背景を察し、繰り返さないための支援が必要です。

《 1-C-5 》

基本的施策 5	DV防止と根絶に向けた啓発及び被害者への支援	主管課
取り組み内容	○男女間の暴力、児童虐待に関する相談窓口の周知啓発	健康福祉課 子育て支援課
	○若年層を対象とする予防啓発の拡充	総務・学校教育課 人権・社会教育課
	○当事者および保護者への啓発の実施	健康福祉課 子育て支援課
対象	行政職員・学校・保育園・地域・職場・町民	



基本目標 2 すべての人があらゆる場面で参画できる地域にしよう

重点目標 A 政策・方針決定の場への女性の参画拡大

○持続可能な社会を実現するためには、多様な人材の能力の活用等の観点から、女性の参画や活躍の機会を拡大していく必要があります。特に、行政の分野で女性の意見が反映されるよう審議会や委員会への女性の参画を進めます。

《 2-A-6 》

基本的施策 6	各種委員会・審議会等の政策・方針決定の場への女性参画の拡大	主管課
取り組み内容	地方公共団体の審議会等役員に占める女性の割合 (目標数 40%)	総務課
対象	地域・職場	

○町行政・企業や団体などにおいて、役員、管理職に女性が積極的に登用されるよう、積極的改善措置（ポジティブアクション）についての働きかけを行う。

《 2-A-7 》

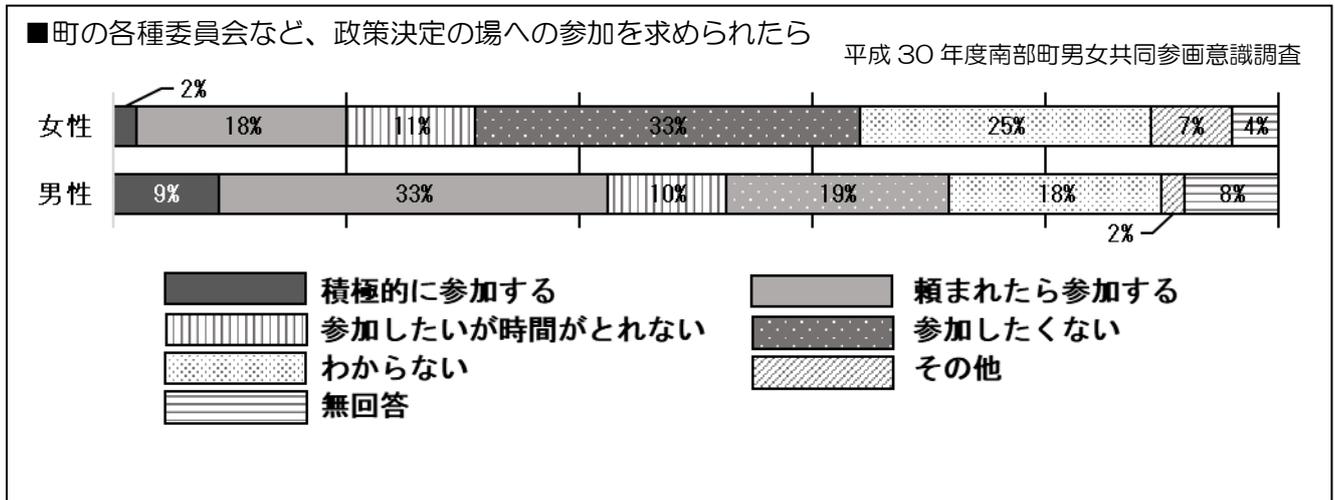
基本的施策 7	団体役員や管理職への女性参画の拡大	主管課
取り組み内容	○性別を問わない、能力、実力主義による女性管理職の登用の促進	総務課
対象	職場	

○女性自身にも政策決定の場に参画することに積極的な人は少なく、男女共同参画社会の実現のためには、女性自らの意識改革が必要であり、人材の発掘・育成と併せて推進していく必要があります。女性リーダー研修や、パワーアップ講座等の参加を呼びかけ、積極的に取り組んでいくことが必要です。

《 2-A-8 》

基本的施策 8	女性リーダーの育成	主管課
取り組み内容	○自治会、各種団体の役員等への女性の積極的登用の推進	総務課
	○県や関係機関の主催する女性大会やリーダー研修会等の参加や情報提供及び派遣	総務課

	○女性リーダーになる人材の育成に対する男性の理解を広げる啓発	総務課
対 象	保育園・学校・地域・職場	



地域活動に女性リーダーが少ない理由

- ◇「これまでの慣習で、リーダーには、男性が就任してきたから」……………(22%)
- ◇「女性は家事や仕事で忙しいから」……………(15%)
- ◇「男性中心の組織運営になっているから(役職や仕事分担、活動時間帯など)」(13%)

平成 30 年度南部町男女共同参画意識調査

重点目標 B 地域における男女共同参画の推進

○地域活動や社会活動への参画は、地域社会を支えていく上で重要な活動です。特に男性は、職場中心のライフスタイルに偏りがちであることから、主に女性が担っていた家事・育児・介護などの家庭の役割を、男性も共に担うための啓発を積極的に推進していく必要があります。

《 2 - B - 9 》

基本的施策 9	地域活動等における男女共同参画の促進	主管課
取り組み内容	○PTA 活動・地域活動・社会活動への男女共同参画の推進	総務課
	○女性が地域活動に参加しやすい支援体制の整備	総務課
対 象	保育園・学校・家庭・地域	

必要なこと

男性が女性とともに家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくために

- ◇「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかる」・・・・・・・・・・(22%)
- ◇「男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくす」・・・・・・・・(15%)
- ◇「労働時間短縮や休暇制度を普及させ、仕事以外の時間をより多く持てるようにする」(11%)

平成 30 年度南部町男女共同参画意識調査

○地域の防災体制や復興の分野においても、単身世帯の把握など近所づき合いの大切さが再認識され、女性の能力を発揮する機会が求められています。また、平常時からの男女共同参画の視点を踏まえての防災・復興体制の整備の充実が必要です。

《 2 - B - 1 0 》

基本的施策 10	防災・復興分野における男女共同参画の推進	主管課
取り組み内容	○自衛消防・防災計画等への女性の参画	総務課
	○男女ともに防災対応を的確に行うための、各集落での説明会等の実施	総務課
対象	地域・職場	

基本目標 3 すべての人が自分らしく多様な生き方を選べる社会をつくろう。

重点目標 A 多様なライフスタイルに対応した、男女の家事参画と他の活動との両立

○誰もが生涯を通じて人権を尊重され健康で安心して暮らせることは多様なライフスタイルを認め合う男女共同参画社会にとって必須の条件です。
 また男性が子育てや介護などの家庭生活に参画することで、「男性は外で働く」「男性だから弱音をはけない」という男性自身の役割分担意識もたらず負担感が軽減され、男性自身が家族や人との関わりが充実して暮らしやすくなることについての理解が必要です。

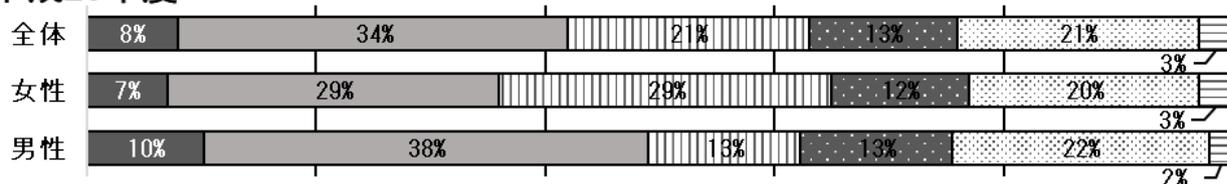
《 3 - A - 1 1 》

基本的施策 1 1	家事育児介護等における男女共同参画の推進（家庭生活への男女共同参画）	主管課
取り組み内容	○子育てや介護で活躍する男性の活躍事例の情報収集、広報で事例紹介	健康福祉課 子育て支援課
	○男性を対象とした、子育てや介護に関する実践的なセミナーの開催	健康福祉課 子育て支援課
対象	家庭・地域・職場	

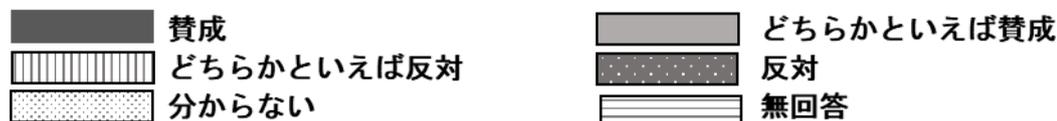
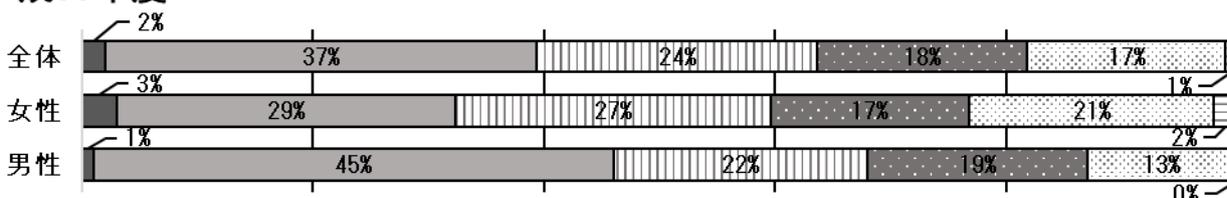
■男性は外、女性は中という考え方について

平成 26 年度及び 30 年度南部町男女共同参画意識調査の比較

平成26年度



平成30年度



○働く女性の増加により、子育ての支援体制の整備を求める声が大きくなっています。「結婚支援」「出産・子育て支援」などの環境整備をし、子育てに対する家庭の負担感を緩和し、安心して暮らせる町づくりをめざします。家庭内でも子育てや介護を女性に固定化しないで、社会全体で分かち合う視点にたった施設や福祉サービスの充実が必要です。

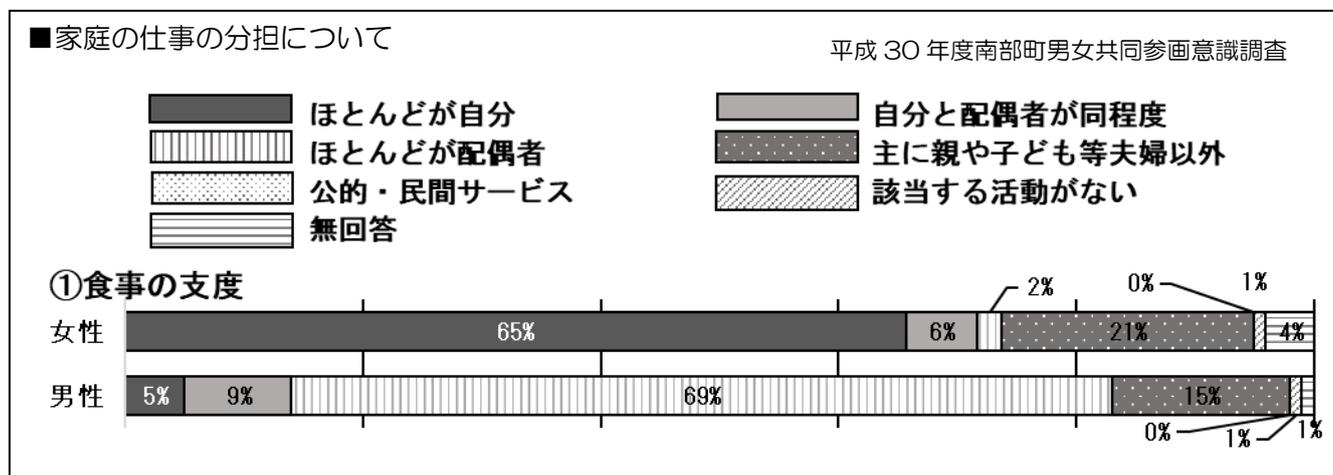
《 3-A-12 》

基本的施策 1 2	家庭生活と他の活動との両立推進（子育て支援事業、保育ニーズ、介護支援サービス）	主管課
取り組み内容	○家庭生活支援・ファミリーサポートセンター等の充実・保育サービスの充実	子育て支援課
	○結婚支援の充実をめざし、男女の出会いの場を創出する	企画政策課
	○在宅福祉サービスの充実	健康福祉課
対象	家庭・地域・職場	

○すべての人が生涯を通じて健康な生活をしていくための支援の充実を図るとともに、妊娠・出産に関連した女性特有の健康を維持するための支援体制が必要です。

《 3-A-13 》

基本的施策 1 3	生涯を通じた男女の健康増進	主管課
取り組み内容	○がん検診・健康診断の受診率の向上・男性の日常生活面での自立支援	健康福祉課
	○妊娠や出産に関する支援の充実	子育て支援課 健康福祉課
対象	家庭・地域・個人事業者等	



②食事の片付け



③掃除



④洗濯



⑤買い物



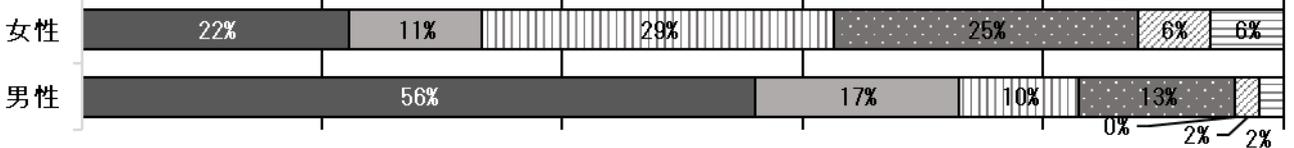
⑥育児



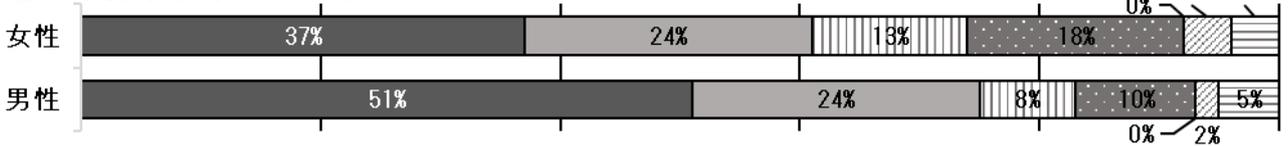
⑦介護



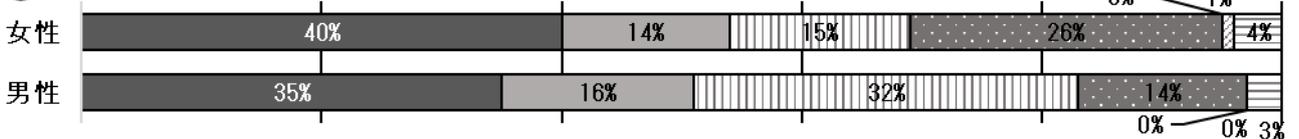
⑧集落の役目などの地域活動



⑨冠婚葬祭行事への出席



⑩ゴミ出し

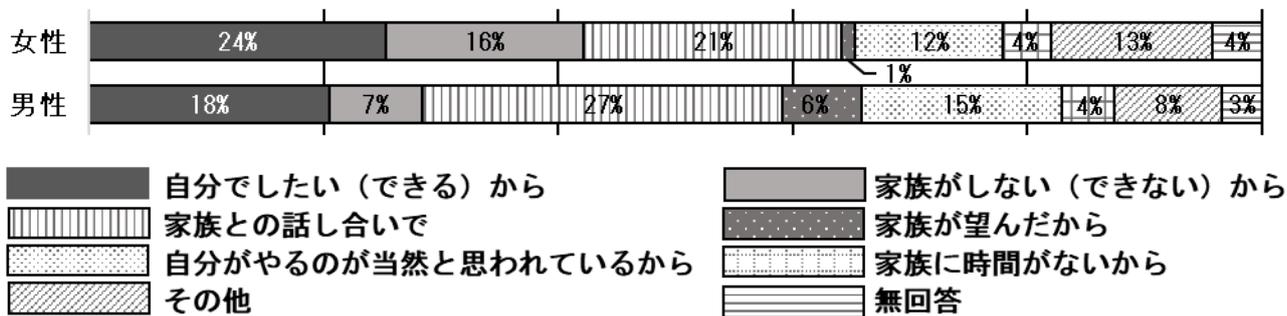


⑪学校行事への参加



■役割分担の決め方について

平成 30 年度南部町男女共同参画意識調査



大切なこと

男女が平等な立場で協力し合っていくために

- ◇「男女がお互いの個性・能力を認め合い補い合っているという認識を持つ」・・・(47%)
- ◇「会話やコミュニケーションにより、お互いを思いやる気持ちを育てる」・・・(23%)
- ◇「男性自身が生活者としての家事能力を身につける」・・・(17%)

平成 30 年度南部町男女共同参画意識調査

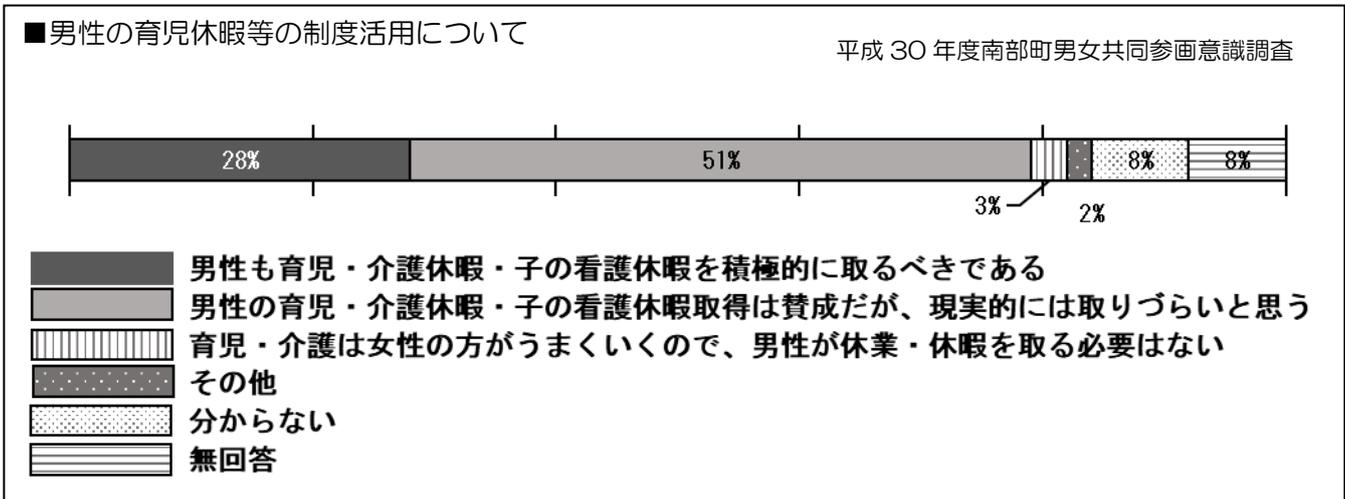
重点目標 B 働く場における男女共同参画の推進

○男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会の形成について、基本理念の一つとして、「家庭生活における活動と他の活動の両立」を掲げています。男性職員の育休取得率、妻の出産休暇取得率、子の看護休暇取得率などの状況を把握し、家庭生活や経済活動などを対等な立場で分かち合い、社会全体でこれを支援していく必要があります。また、従業員の仕事と家庭の両立を応援する「イクボス・ファミボス」を普及促進する等、男女が共に働きやすい職場環境づくりが必要です。

《 3 - B - 1 4 》

基本的施策 1 4	仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の実現に向けた職場環境づくりの推進	主管課
取り組み内容	○育児休暇・介護休暇の取得の促進・理解に対する広報と啓発	総務課
	○対象者が必要な情報を得やすい環境の整備	総務課
	○イクボス・ファミボスの普及拡大のための広報と啓発	子育て支援課 企画政策課

	○鳥取県男女共同参画推進企業、南部町子育て応援企業を推進する	子育て支援課 企画政策課
対 象	家庭・地域・職場	



○「男女雇用機会均等法」の施行後、募集・採用・配置・昇進などにおいて男女差別は改善が進められています。しかし、実際には女性や若者の雇用状況は非正規雇用が多いのも現状です。性別年齢を問わず生涯を通じて充実した職場生活ができるような雇用環境の整備が必要です。また、働く女性が増え、さまざまな分野で活躍していますが、結婚や出産を機にやむを得ず仕事をやめ、子どもの手が離れたら働くというライフスタイルをとる女性が少なくありません。再就職希望者を支援するための研修や能力開発のための講座を積極的に周知していく必要があります。

《 3 - B - 1 5 》

基本的施策 1 5	男女が共に能力を発揮できる能力開発の支援	主管課
取り組み内容	○関係機関と連携し、就業支援に関する情報提供	企画政策課
	○男女共同参画推進企業認定制度の広報と啓発	企画政策課
	○ハローワーク・職業訓練校等の関係機関と連携し、資格修得等の支援・相談事業と意識啓発を充実する	企画政策課
対 象	家庭・地域・職場	

○本町でも、農林業、商工業などの自営業においては、女性が生産、経営、生活面で重要な役割を担っています。従事する女性は貴重な担い手であり、大きく貢献しています。しかし、経営や事業運営は男性中心に行われていることが多く、女性の役割が正當に評価されているとはいえません。積極的に社会に参画に向かう女性の意識改革を図るとともに、男性自身も、女性の参画に対する理解を深め、生産組織の組合員や役員などの方針決定の場への女性の参画が必要です。また、女性が起業して活躍することは、地域社会や経済の活性化につながります。女性の能力を發揮し、経営参画を図ることも必要です。

《 3 - B - 1 6 》

基本的施策 1 6	女性の起業・経営参画・再就職における支援	主管課
取り組み内容	○農業委員会、生産組織の組合等の物事を決める場面への女性の参画の推進	産業課
	○女性の起業に関する情報の収集、提供及び支援	企画政策課
	○農林業・商工業等の自営業における男女共同参画の推進	産業課 企画政策課
対 象	家庭・地域・個人事業者等	

○少子高齢化社会を背景に、未来を担う子どもや若者にとって就労は、安心して生活していくために重要な問題です。性別に関わらず自分の個性や能力を發揮できる職業の選択や様々な資格の習得に対する情報と支援が必要です。

《 3 - B - 1 7 》

基本的施策 1 7	子どもたちや若者に対するキャリア教育の充実	主管課
取り組み内容	○ハローワーク・職業訓練校等の関係機関と連携し、資格修得等の支援・相談事業を充実する	企画政策課
	○青年団や高校生サークル等の若者に対して、ライフデザインセミナーを実施する	人権・社会教育課
	○ひきこもり支援の実施	健康福祉課
対 象	家庭・地域・学校・職場	

《 男女共同参画プランの実行についての審議会意見 》

- 1、計画について、具体的施策および取組内容に基づいた施策に積極的に取り組むため、町は令和元年度中に主管課と施策内容の調整を行い実行していく。
- 2、男女共同参画の推進については、現状以上の活動目標を定め、達成を目指す。
- 3、計画の進捗状況については、南部町男女共同参画審議会を毎年度、年2回開催して審議を行う。当初定めた施策内容については、男女共同参画を取り巻く情勢を鑑みながら、見直し等を行う。
- 4、令和4年度に男女共同参画に関する町民意識を把握し、最終年度（令和5年度）中に令和6年度以降の計画を改定して町民の意識啓発に反映する。

男女共同参画に関する推進体制（状況）

- 1、条例の設置状況は、本町を含む県内全19市町村で策定済
- 2、計画の策定状況は、本町を含む県内全19市町村で策定済
- 3、男女共同参画に関する審議会等の設置状況は、本町を含む県内全19市町村で設置
- 4、行政連絡会議の設置状況は、本町を含む県内13市町村で設置

政策決定における男女共同参画（状況）

（令和元年度男女共同参画マップ数値）

項目	現状		目標		市町村平均	県
市町村議会における女性議員の割合	7.1%	R1		R5	12.2%	11.8%
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の女性委員の割合	12.9%	R1		R5	19.1%	37.3%
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における女性委員の割合	32.5%	R1	40%	R5	31.4%	42.7%
市町村における課長相当以上の管理職に占める女性の割合	26.7%	R1		R5	24.9%	20.3%

※審議会委員の選出にあたっては、宛て職で団体の長に依頼を行なうのではなく、その団体を代表する者として依頼を行う。

（各団体に委員を要請する際、会長職にある者に依頼を行なうと男性に偏る傾向があるので、男女比率を改善するためには、主管課が割合を考え、選出いただくようお願いする）

地域の方針決定過程における男女共同参画（状況）

（令和元年度男女共同参画マップ数値）

項目	現状		目標		市町村平均	市町村での最高値
	現状	R1	R5	R5		
市町村自治会役員（会長・副会長）における女性の参画状況	6.5%	R1		R5	3.8%	8.0%
市町村の公立小中学校PTA役員（会長・副会長）における女性の参画状況	34.6%	R1		R5	41.4%	69.2%
市町村の子ども会役員（会長・副会長）における 男性 の参画状況	31.8%	R1		R5	25.9%	77.3%
市町村老人クラブ役員（会長・副会長）における女性の参画状況	28.9%	R1		R5	23.5%	42.9%
市町村社会福祉協議会役員（会長・副会長）における女性の参画状況	33.3%	R1		R5	17.2%	66.7%
市町村人権（同和）教育推進協議会（会長・副会長）における女性の参画状況	33.3%	R1		R5	12.9%	33.3%
地区青少年健全育成協議会役員（会長・副会長）における女性の参画状況	0.0%	R1		R5	22.4%	66.7%
地区自主防災会役員（会長・副会長）における女性の参画状況	—	R1		R5	2.4%	100.0%
市町村設置公民館長における女性の参画状況	0.0%	R1		R5	3.3%	100.0%

以上の項目については毎年実施されている内閣府の調査項目が含まれています

仕事と生活の調和（ワークライフバランス）関連

（令和元年12月24日現在）

「鳥取県男女共同参画推進企業」の認定状況（町内企業）	
第6号	株式会社ティー・エム・エス（建設業）
第124号	TVC株式会社（製造業）
第268号	有限会社セイブ・テクノス（建設業）
第369号	社会福祉法人祥和会（医療、福祉）
第518号	株式会社ミキ・ソーイング・スタジオ・コーポレーション（製造業）
第556号	有限会社はしもと（建設業）
第619号	社会福祉法人伯耆の国（医療、福祉）

第709号	鳥取グリコ株式会社（製造業）
第755号	株式会社ヤマトメディコム（卸売業、小売業）

仕事と生活の調和（ワークライフバランス）関連

（令和元年6月現在）

「南部町子育て応援企業」の認定状況
株式会社ミトクハーネス
TVC株式会社
鳥取グリコ株式会社
南部町商工会
株式会社ティー・エム・エス
南部町国民健康保険西伯病院
南部町総合型地域スポーツクラブ「スポnetなんぶ」
株式会社ミキソーイングスタジオコーポレーション
一般財団法人鳥取県観光事業団とっとり花回廊
株式会社ミテック

第3次南部町男女共同参画プラン（案）に対する意見募集の結果

意見提出件数

6件（提出者2名）

No.	ご意見の内容	町の考え方
1	<p>法律や制度上の差（7頁）が平成26に比べて平成30の方が大きくなっています。</p> <p>国の政策でフォローできていない問題が南部町にあるのではないのでしょうか？</p>	<p>ご指摘のとおり、法律や制度の上において男性の方が優遇されていると感じておられる方が平成26年度の調査に比べて増加しています。こういったところで感じておられるかを引き続き調査し、対応を検討して参ります。</p>
2	<p>政治等や行政の施策・方針決定の場での差（6頁）が平成26年に比べて平成30年の方が大きくなっています。</p> <p>審議会での女性登用が11.8ポイント改善した（2頁）にも関わらず、差が広がったこととなります。</p> <p>基本的施策6（9頁）の取り組み、各種審議会・行政関連機関等で女性の登用は、目的に対して逆効果なのではないのでしょうか？</p> <p>雑務ばかり女性にまわってくるという逆の印象を女性に与えていないのでしょうか？</p> <p>取り組みの内容が数値を改善する内容になっていないと思います。</p> <p>女性の意見が正しく反映されるように施策を行ってほしいです。</p>	<p>審議会での女性の参画が11.8ポイント改善したことは成果であり、引き続き取り組んで参ります。</p> <p>一方で、政治等や行政の施策・方針決定の場において、男性の方が優遇されていると感じられている方が半数以上いらっしゃいます。</p> <p>審議会・委員会等は社会的に重要な役割を担っており、女性の参画は、多様な意見を、行政施策・方針決定等に反映されるために不可欠ですので、引き続き取り組んで参ります。</p>
3	<p>基本目標2（9～10頁）において地域における男女共同参画の推進を重点目標AではなくBにされたのは何故でしょうか？Aにされている内容よりこちらの方が重要だと思います。</p>	<p>本プランにおける体系上の並びは、重要度に基づいたものではないことをご理解ください。</p> <p>ご指摘の重点目標AとBはどちらも重要な取組であり、優劣はございません。</p>
4	<p>基本的施策8のグラフ（10頁）で、女性の33%が各種委員会・政策決定の場へ参加したくないと回答していま</p>	<p>各種委員会・政策決定の場へ参加したくない、という回答における女性の比率の高さは、女性の参画する割合の低さに</p>

	<p>す。</p> <p>取り組み内容は「役員等への女性の積極登用」となっていますが、参加したくないと言っている人を登用しても、数値が悪化すると思います。</p> <p>女性が自分から参加したいと思う環境づくりや啓発活動に力を入れた方が数値の改善が見込まれると思います。</p>	<p>つながるものと考えます。</p> <p>お考えのとおり、女性が自ら参画しやすい環境づくりや啓発活動が必要であるため、男女共同参画の意識啓発や女性リーダーの育成、地域活動等における男女共同参画の推進等に今後も取り組んで参ります。</p>
5	<p>基本的施策 17 の取り組みが男女共同参画のどんな問題を解決しようとしているのかわかりませんでした。無理に上げる必要はないのではないのでしょうか？</p>	<p>基本的施策 17 は、次代を担う子どもや若者を対象とした取組です。性別にかかわらず自らの意志でその生き方を選択できるような施策として、取り組む必要があると考えています。</p>
6	<p>意識調査の比較を基にした南部町の傾向があると、よりグラフが伝わりやすいと思います。(女性リーダーが少ないなどの理由は、なるほどそういう理由からなのかと思いました。)</p>	<p>意識調査の結果がより伝わりやすくなるよう、記載方法を修正して掲載します。</p>

男女共同参画社会の形成に向けた国際婦人年以降の国内外の主な動き

	世界の動き	日本の動き	鳥取県の動き
1975(昭和50)年	・国際婦人年世界会議(メキシコシティ) ・「世界行動計画」採択	・婦人問題企画推進本部設置 ・婦人問題企画推進会議開催	
国連婦人の十年	1977(昭和52)年	・「国内行動計画」策定 ・「国立婦人教育会館」(現・国立女性教育会館)設置	
	1979(昭和54)年	・国連第34回総会「女子差別撤廃条約」採択	・「女子差別撤廃条約」署名
	1980(昭和55)年	・「国連婦人の十年」中間世界会議(コペンハーゲン) ・「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択	
	1981(昭和56)年		・「国内行動計画後期重点目標」策定
	1984(昭和59)年		・「国籍法」改正
	1985(昭和60)年	・「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・「男女雇用機会均等法」公布 ・「労働基準法」改正 ・「家庭科教育に関する検討会議」報告 ・「女子差別撤廃条約」批准
1986(昭和61)年		・婦人問題企画推進本部拡充:構成を全省庁に拡大 ・婦人問題企画推進有識者会議開催	
1987(昭和62)年		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	
1988(昭和63)年		・女子差別撤廃条約実施状況第1回報告審議	
1990(平成2)年	・国連婦人の地位委員会拡大会期 ・国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		
1991(平成3)年		・「育児休業法」公布	
1993(平成5)年	・世界人権会議(ウィーン)、女性に対する暴力撤廃宣言	・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」公布	
1994(平成6)年	・国際人権開発会議(カイロ)行動計画採択	・男女共同参画室設置 ・男女共同参画審議会設置(政令) ・男女共同参画推進本部設置 ・女子差別撤廃条約実施状況第2回及び第3回報告審議	
1995(平成7)年	・第4回世界女性会議 平等、開発、平和のための行動(北京)「北京宣言及び行動綱領」採択	・「育児休業法」を「育児休業・介護休業法」への改正(介護休業制度の法制化)	
1996(平成8)年		・男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)発足 ・「男女共同参画2000年プラン」策定	「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」制定
1997(平成9)年		・男女共同参画審議会設置(法律) ・「介護保険法」公布	
1999(平成11)年		・「男女共同参画社会基本法」公布・施行 ・「食料・農業・農村基本法」公布・施行	
2000(平成12)年	・国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク) ・ミレニアム開発目標(MDGs)設定 ・「女性・平和・安全保障に関する国連安保理決議第1325号」採択	・「男女共同参画基本計画」閣議決定	「鳥取県男女共同参画推進条例」策定 議員提案としては全国初
2001(平成13)年		・「男女共同参画会議設置、男女共同参画局設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 ・第1回男女共同参画週間 ・「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定	「鳥取県男女共同参画推進計画」策定

2002(平成14)年		・アフガニスタン復興支援国際会議(東京開催) ・アフガニスタンの女性支援に関する懇談会開催	
2003(平成15)年		・「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定 ・女子差別撤廃条約実施状況第4回・第5回報告審議 ・「少子化社会対策基本法」公布、施行 ・「次世代育成支援対策推進法」公布、施行	
2004(平成16)年		・「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」男女共同参画推進本部決定 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正及び同法に基づく基本方針策定	
2005(平成17)年	・国連「北京+10」世界閣僚級会合(ニューヨーク)	・「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	
2006(平成18)年		・「男女雇用機会均等法」改正 ・第1回東アジア男女共同参画担当大臣会合開催 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	
2007(平成19)年		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 ・「パートタイム労働法」改正 ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	「鳥取県男女共同参画推進計画」(第2次)策定
2009(平成21)年		・「育児・介護休業法」改正 ・「女子差別撤廃条約実施状況第6回報告審議	
2010(平成22)年	・国連「北京+15」記念会合(ニューヨーク) ・国連グローバル・コンパクト(UNGC)とUNIFEM(現UN Women)が女性のエンパワーメント原則(WEPs)を共同で作成	・APEC第15回女性リーダーズネットワーク(WLN)会合 ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 ・「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定	
2011(平成23)年	・UN Women正式発足		
2012(平成24)年	・第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択		「第3次鳥取県男女共同参画計画」策定
2013(平成25)年		・若者・女性活躍推進フォーラムの開催、提言 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正(平成26年1月施行) ・「日本再興戦略」の中核に「女性の活躍推進」が位置付けられる	
2014(平成26)年	・第58回国連女性の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	・「パートタイム労働法」改正 ・「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」(WAW! Tokyo 2014)開催	
2015(平成27)年	・国連「北京+20」記念会合(第59回国連女性の地位委員会(ニューヨーク)) ・第3回国連防災会議(仙台)「仙台防災枠組」採択 ・UN Women日本事務所開設 ・「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(SDGs)採択	・「女性活躍加速のための重点方針2015」策定 ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布、一部施行(翌年、全面施行) ・「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定 ・安保理決議1325号等の履行に関する「女性・平和・安全保障に関する行動計画」策定	
2016(平成28)年	・G7伊勢・志摩サミット「女性の能力開花のためのG7行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ(WINDS)」に合意	・女子差別撤廃条約実施状況第7回及び第8回報告審議 ・「育児・介護休業法」及び「男女雇用機会均等法」等の改正	「第4次鳥取県男女共同参画計画」策定
2017(平成29)年		・刑法改正(強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等)	
2018(平成30)年		・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布、施行 ・「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について～メディア・行政間での事案発生を受けての緊急対策～」の策定	
2019(令和元年)	・W20日本開催(第5回WAW! と同時開催)	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」等改正	

【南部町男女共同参画審議会委員名簿】

学識経験者 5名

吉畑 早苗	・ 人権擁護委員
入江 麻知子	・ 南部町男女共同参画推進会議
別所 一生	・ (株) T・M・S
塚田 勝美	・ 国際交流協会
石井 宏美	・ 米子市男女共同参画推進委員

公募委員 5名

作野 誠
三鴨 恵美
佐々木 学
亀山 明生
亀本 愛

以上10名（男性5名・女性5名）